

米軍飲酒事故を「公務中」としてきた日米合意の改正について

——運動の成果だが、あらゆる犯罪を日本の法で裁けるよう地位協定の抜本改定を引き続き求めます——

2011 年 12 月 17 日 日本平和委員会

日米政府は 12 月 16 日、日米合同委員会において、1956 年の日米合同委員会合意を改正し、「公の催事での飲酒」の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」(＝米側が第 1 次裁判権をもつ)として取り扱わないこととすることで合意した。これは、日本平和委員会が長年、再三にわたり外務省交渉で要求してきた問題であり、不平等な日米地位協定改定を求める運動の一つの重要な成果である。

この屈辱的な 1956 年の日米合同委員会合意は、当時、米兵らが飲酒運転で帰宅途中に人身事故をくりかえし、これに米軍司令官が「公務証明書」を発行してきたことに対し、日米合同委員会で協議され合意されたものである。この事故の中には、パーティに出席した米兵が制限速度を 20 キロもオーバーして乳母車に衝突し、重傷を負わせた事件なども含まれていた。日本政府はこの間、このような事故をも「公務中」として、第 1 次裁判権を米側に明け渡すことを認め続けてきたのである。このような異常事態を 55 年間も続けてきたこと自身、驚くべきことであり、改めるのは当然である。

しかし、これによっても、1956 年合意によって確認された、米兵・米軍属の「通勤中」の事故をすべて「公務中」として、第 1 次裁判権が米側に握られている構造に変わりはない。我々は、この「通勤中」=「公務」との規定を廃棄することもふくめ、日本において米兵・米軍軍属が犯した犯罪がすべて日本の法にもとづき、厳正に裁かれるよう、日米地位協定を抜本的に改定することを、改めて強く求めるものである。